

油濁基金だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金

No. 29

東京都千代田区内神田 2 丁目 2 番 1 号

〒101 鎌倉河岸ビル 6 階

TEL. (代) 254-7033

60. 7 発行



もくじ

I	昭和 59 年度事業概要	1
II	役員、評議員、中央審査会委員の改選について	7
III	漁船用船費の改訂	9
IV	中央審査会の動き	10
V	地方審査会の動き	18
VI	昭和 59 年度都道府県漁場油濁被害状況一覧表	19
VII	昭和 59 年度漁場油濁被害状況一覧表	20
VIII	昭和 59 年度月別漁場油濁被害状況一覧表	26
IX	油濁防除技術開発事業の成果について	27
X	基金の発足と機構(そのⅢ)	31
XI	昭和 59 年度漁場油濁被害発生図	35

I 昭和59年度事業概要

1. 事業概要

昭和59年度中の原因者不明の漁場油濁被害認定件数は46件である。

内訳は漁業被害と防除・清掃が併発したもの10件、防除・清掃のみのもの36件となっている。

本年度も例年同様恒常的なオイルボールの海岸漂着、冬期ののり養殖業への被害がみられた。オイルボールについては南西諸島等の島嶼への漂着が相変わらず続いており、漁業被害については愛媛県下のり漁場への4回に亘る油漂着による養殖のりの被害が特徴的であった。

これらの被害額の認定のため中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を開き、慎重審議のうえ被害額の認定を行った。大きな被害を受けた地区等については、県漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）を開催し、基礎資料の調査収集及び審議検討を行い、その結果を中央審査会へ報告した。中央審査会における審議結果に基づき、基金は被害漁業者に対し救済金及び防除費を交付した。

油濁被害の発生の未然防止または軽減に資するための油濁被害防止対策事業として油処理剤の使用に関し、水産生物に対して安全で、かつ効果的な処理の方法等について検討する調査研究を本年度から実施した。

また、昭和57年度から実施中の海岸に漂着したオイルボール等を機械力応用により、能率良く除去回収するための油濁防除技術開発事業を前年度に引き続いて実施した。この事業は本年度をもって終了した。

調査啓蒙指導事業としては、会報の発行、現地での説明会を行うとともに油濁による漁業被害予備調査、オイルボール漂着常襲地区における標着状況実態調査を実施し、関係者の啓蒙普及に努めた。また、救済金等の配分状況検査を実施した。

2. 漁場油濁による漁業被害救済事業

本年度ものり養殖業への被害が相つき、9件を数えた。

9件の内訳は、愛媛県4件、愛知県2件、香川県2件、大分県1件となっており、そのうち愛媛県の2件は、同一漁場で発生している。

発生の状況は、10月の愛知県美浜町地区を始めとし、11月愛媛県魚島地区及び同県西条・東与市地区、12月大分県中津市地区、60年1月愛媛県魚島地区、続いて2月同県弓削島地区、同月愛知県常滑市地区及び香川県坂出市地区、更に3月香川県志度湾地区と続いた。

のり養殖業以外では、千葉県鴨川市地区の定置網に廃油が入ったビニール袋が流入し、水揚中に破れ漁獲物の魚類が汚染する被害を受けた。

また、2月におきた前記香川県坂出市地区ののり養殖業の被害時に、小型底びき網漁船の魚艤にも油が侵入し、漁獲物を汚染した。

以上本年度の漁業被害は10件で救済金の総額は、64,898,740円となり、年度中に30,204,751円を交付、支払備金に計上した34,693,989円は60年5月8日交付した。

なお、以上のほか、被害額が50万円を下廻ったこと等のため救済事故にならなかつたものとして小型底びき網漁業4件、のり養殖業3件、その他4件が数えられた。

3. 漁場油濁の防除・清掃事業

本年度認定した防除・清掃事業に係る発生は、北は北海道から南は沖縄へ至る8都道県下に亘り、件数は46件であった。月平均では3.8件となる。このうち鹿児島県、沖縄県及び東京都のものが29件(63%)に及んでおり、3都県下各島嶼へのオイルボールの常襲的漂着が依然として多い。これらを含めオイルボールの漂着は、青森県下にもみられ、30件(65%)が数えられる。16件は液状(タル状を含む)の油の漂着である。

青森県日本海側においては、本年度8月に小泊地区、10、11月に津軽半島地区へオイルボールが漂着、とくに津軽半島地区においては、竜飛岬から鰯ヶ沢近くに至る広範囲な5漁協地区の海岸へ軟らかいボール状の油塊がごみと共に標着し、防除・清掃に多くの人手と時間を費やした。

防除費交付の年度区分は、昭和59年1月1日から同年12月末日までの発生の事故とされるので、59年度における認定防除費の交付は、前述の12月末に発生した千葉県鴨川市地区の事故までが対象になり、その発生件数は44件、認定防除費総額は125,318,466円である。

4. 油濁被害防止対策事業

油濁被害の発生の未然防止又は軽減に資するための油濁被害防止対策事業の一環として、本年度から油処理剤の使用についての調査研究を実施した。

調査研究は、研究者・学識経験者等からなる検討委員会を設置して研究実施計画、研究結果等についての検討を行ない、専門の調査研究機関に委託して調査研究を実施した。

この研究は、漂流油に対する油処理剤の使用について、水産生物に対して安全でかつ効果的な処理の方法を検討するものであり、①処理剤の性能などについての知見を得るための基礎的研究と、②漁場油濁の実態に即した処理方法による水産生物への影響について行うこととした。

本年度実施した研究事項は次のとおりであり、来年度も引き続き段階的に試験実施の予定である。

(1) 基礎的試験

ア 水温の変化に伴う油処理剤の効果試験

水温の変化に伴う各種油処理剤の乳化率及びゲル化率の差異を把握し、油処理剤の使用についての基礎資料を得る。

イ 漂流油の性状による油処理剤の効果試験

種々の段階の water in oil 型エマルジョン及び変性油について、各種油処理剤の乳化率及びゲル化率の差異を油の性状ごとに把握し、油処理剤の使用についての基礎資料を得る。

ウ 油処理剤及び処理剤混合の毒性試験

各種油処理剤及びこれの処理剤混合油の毒性を把握し、油処理剤の使用についての基礎資料を得る。

(2) 油処理剤の使用が水産生物に与える影響試験

ア 漂流油に対する油処理剤の効果と生物(ノリ)に対する影響試験

この試験はのり養殖場に流入する漂流油を事前に油処理剤で処理してノリへの付着を防ぎ、すみやかに希釈拡散(あるいは回収)させる処理方法につき、その効果と生物への安全性について油の性状、油処理剤の種類、海水の希釈、曝露時間などを考慮に入れた試験を行って検討した。

イ 藻類(ノリ、コンブ)の胞子着生及び発芽に及ぼす油濁影響試験

この研究は、漂着油の油処理剤による処理の方法及び処理の程度についての

基礎資料を得るために、ノリ及びコンブを指標生物として胞子の着生、発芽、成長及び異常体の発現などを実験的に観察し検討した。

5. 油濁防除技術開発事業

海岸に漂着したオイルボール等の回収を機械力応用により行い、人海作戦に頼っている現行の作業の能率化を図るため、前年度に引き続き回収機器の開発事業を実施した。

開発機器は、前年度同様砂浜の漂着油回収に係るものにつき検討することとし、①小型、軽量、堅牢なもの、②運搬移動が簡便なものを目標として、前年度の試作の経緯を踏まえて改良改善を加えた。事業は、学識経験者、油濁防除・清掃現場関係者からなる検討委員会を開催し、開発機器についての企画、検討を行い、機器メーカーに委託して実施した。

本年度は、開発機械の原型となるべき実験機を試作し、現地実験を実施したうえで次の実用機を製作した。

(1) オイルボール混在ごみ収集機（レーキ方式）

ア 2輪駆動式歩行型の海浜走行動力車にレーキ方式の収集機構をもった装置を装備し、オイルボールの混在する漂着ごみを適宜何か所かにかき集める機械
イ 農用トラクターへ振動を与えつつ牽引する油圧によるレーキを装着し、ア同様オイルボールをかき集める機械

(2) 海浜砂上オイルボール処理運搬車

集めたオイルボール混在ごみを集積場へ運搬する砂上走行運搬車で、6輪駆動式低接地の海浜専用超低圧タイヤを装着した専用式のもの
なお、この事業は、昭和57年度から着手したが実用機の製作により本年度をもって終了した。

6. 漁場油濁に関する調査啓蒙指導事業

(1) 油濁による漁業被害予備調査

油濁被害は、沖合操業の各種漁船漁業にまで及んでいる。本年度は、まき網、とびうお流刺網、かつお・きはだ曳縄及びいか釣の各漁業の実態を調査するとともに、油濁をうけた場合の被害救済のあり方につき検討し、もって公正妥当な被害額の算定に資することを目的とした調査を行った。

調査は、学識経験者からなる調査委員会により行い、実態を把握し問題点との解明を行った。

調査結果をとりまとめ報告書を作成、関係方面へ配布した。

(2) 長崎県対馬油濁被害地域の磯根資源事後調査

長崎県対馬西岸において繰り返される油濁事故がひじき等の磯根資源に及ぼす影響を明らかにするための基礎的な知見を集積するため前年度に引き続き長崎県水産試験場に委託してこの調査を実施した。

(3) オイルボール漂着状況実態調査

オイルボールの漂着が常襲的な地区の実態を調査し、その態様を明らかにするとともに、漂着オイルボール等を放置すれば再流出し、漁業被害発生の恐れがあるものについては逐次防除・清掃事業を行い、もって漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図ることを目的として、関係県漁連を通じ調査を実施した。

なお、本年度から沖縄、鹿児島及び東京の3都県下でオイルボールの漂着状況を年間を通じ把握するために、定点の定期的調査を始めた。

(4) 救済金等配分状況の検査

救済事業の円滑かつ適切な推進に資するため、基金の救済対象となった漁業被害の救済金及び防除費の交付金が、申請者である漁協においてどのように配分されているのかの検査を、業務方法書第13条に基づき基金の役職員及び基金の委嘱する県漁連の職員により実施した。

(5) 啓蒙普及活動等について

ア 当基金の業務の動きを記した定期刊行物「油濁基金だより」を3回に亘り作成し、全国の漁協を始め関係機関へ配布し油濁救済制度の普及に努めた。

イ 油濁被害救済事務の徹底を図るため、漁協等の役職員を対象に説明会を催した。

ウ 昨年度、瀬戸内海を対象に油濁防止対策等を推進し漁場の環境保全を図ることを目的として発足した瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会に当基金も参画、本年度3回に亘り会議が開催され、油濁防止対策に係る啓蒙活動等を展開した。

II 役員，評議員及び中央審査会委員について

(1) 去る3月28日開催の評議員会において、任期満了に伴う役員の選任が行われ、別記のとおりとなった。

(財)漁場油濁被害救済基金 役員名簿

理 事 長	宮 原 九 一 全国漁業協同組合連合会 会長理事	(再任)
専 務 理 事	岩 崎 京 至	(")
理 事	山 田 岸 松 兵庫県漁業協同組合連合会 会長理事	(")
理 事	横 峯 平 一 千葉県漁業振興基金團 理事長	(新任)
理 事	内 田 公 三 経済団体連合会 常務理事	(")
理 事	竹 村 一 喜	(再任)
監 事	佐々木 輝 夫 大日本水産会 副会長理事	(")

(2) 去る2月27日開催の理事会の承認をえて、任期満了に伴う評議員の委嘱が行われ、下記のとおりとなった。

(財)漁場油濁被害救済基金評議員名簿

小 幡 八 郎 石油連盟 環境安全委員会副委員長	(再任)
長 橋 尚 電気事業連合会 専務理事	(")
三 木 友 輔 日本内航海運組合総連合会 会長	(")
福 田 民 也 日本船主協会 法規専門委員会委員長	(")
池 尻 文 二 全国漁業協同組合連合会 副会長	(")
杉 森 晋 全国共済水産業協同組合連合会 専務理事	(新任)

橋 本 隆	(再任)
全国漁業共済組合連合会 常務理事	
山 内 静 夫	(")
漁船保険中央会 副会長	
飛 田 勇 次	(")
中央漁業操業安全協会 専務理事	
真 田 和 美	(")
全国海苔貝類漁業協同組合連合会 専務理事	
八 卷 国 郎	(")
宮城県 水産林業部長	
郷 田 稔	(")
福岡県 水産林務部次長	

(3) 去る5月22日開催の理事会の承認を得て、任期満了に伴う中央審査会委員の委嘱が行われ、下記のとおりとなった。

中央漁場油濁被害等認定審査会委員名簿

若 狹 健 次	(再任)
石油連盟 技術環境部長	
中 村 恒 夫	(")
日本鉄鋼連盟 環境管理部次長	
志 摩 重 男	(")
全国内航タンカー海運組合 保険委員	
小 林 友 次	(")
大阪商船三井船舶(株) 法務保険部副部長	
前 田 優	(")
漁船海難遺児育英会 専務理事	
浜 崎 礼 三	(")
全国漁業協同組合連合会 常務理事	
田 中 明 男	(")
全国海苔貝類漁業協同組合連合会 参事	
中 園 達 哉	(")
全国漁業共済組合連合会 考査役	
来 住 恭 男	(")
日本船主責任相互保険組合 損害調査部長	
成 田 健 治	(")
弁 護 士	
早 川 俊 幸	(")
弁 護 士	
瀬 尾 信 雄	(")
弁 護 士	

III 漁船用船費の改訂

防除、清掃事業に要する経費の作業費のうち、労務費は据置とし漁船用船費の支弁額を昭和60年4月1日から次のように改める。

漁船用船費（1日当たり）

	新	旧
1t以上船	25,500円	25,000円
1t未満船	14,000円	13,500円

参考

労務費（1時間当たり）

男	800円
女	600円

ただし、著しい危険もしくは汚染を伴う作業、または高度の技能もしくは肉体的労働を要する作業と認められる労務費については、1時間当たり110円をこれに付加することがある。

IV 中央審査会の動き

○昭和59年度第6回中央審査会

昭和60年3月1日本年度第6回中央審査会が開催され、愛媛県魚島地区等11件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は漁業被害関係4件と防除清掃のみのもの7件で、漁業被害は愛媛県魚島地区、同県西条・東予市地区及び大分県中津市地区ののり養殖業の被害と千葉県鴨川市地区の定置網の被害であった。これら漁業被害関係のうち愛媛県の両地区の案件については地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。

これらの案件は審査検討された結果原案どおり別表(その1)のとおり認定された。

○昭和60年度第1回中央審査会

昭和60年4月26日本年度第1回中央審査会が開催され、鹿児島県種子島地区等10件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は漁業被害関係5件と防除清掃のみのもの5件で、漁業被害は愛媛県魚島地区、同県弓削島地区、愛知県常滑市地区、香川県坂出市地区及び同県志度湾地区ののり養殖業の被害(坂出市地区では小型底びきの併発被害)であった。これら漁業被害関係のうち愛媛県及び香川県の4地区の案件については、それぞれ地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。

会議では次のような点などについて、質疑応酬があり審議検討された結果、別表(その2)のとおり認定された。

香川県坂出市地区について、①底びき漁船で操業を中止又は休漁したものはなかつたか。— 休漁等の確認がむずかしいこともあり、事実関係の明らかな被害(油臭魚)のみの救済申請にとどめた。②原藻を刈取り、検量しなかった理由如何。刈り取りまで約1週間経過したため葉体も伸びており、事故時点での妥当な数量を出すため無被害漁場の生産実績を用いることとした。

以上の案件のほか、昭和53年12月4日発生の高知県中村市地区(ひとえぐさ養殖の被害)について審議された。この案件は油濁被害の因果関係につき係争中のため保留となり、この度判決(原告漁協側の敗訴)のあったもので、次のような事由から一審判決をもって、原因者不明の油濁事故とすることとし、漁業被害額も認定

案どおり異議なく承認された。

- 15回に亘る公判で、組合としては勝訴判決へ向けて可能な限りの努力は行ったと認められること。
- 控訴しても一審を覆すに足るような新たな証拠を見出すことはむずかしいと思われること。
- 訴訟費用も請求被害額に比し、多額になっていること。

○昭和60年度第2回中央審査会

昭和60年6月28日本年度第2回中央審査会が開催され、鹿児島県種子島地区等7件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は漁業被害関係1件と防除清掃のみのもの6件で、漁業被害は長崎県対馬東海岸地区のひじきの被害であり、地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。これらの案件は審査検討された結果原案どおり別表(その3)のとおり認定された。



(その1) 昭和59年度第6回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協
愛媛県魚島地区	59.11.8	不明	魚島村高井神島地先のり漁場	魚島村漁協
愛媛県西条・東予市地区	11.22 23	"	楨瑞・壬生川漁協地先のり漁場	楨瑞漁協 壬生川漁協
東京都大島地区	12.3 5	"	差木地, 波浮港漁協地先海岸	差木地漁協 波浮港漁協
沖縄県伊良部島地区	12.3	"	伊良部町漁協地先海岸一帯	伊良部町漁協
大分県中津市地区	12.15	"	中津市漁協地先のり漁場	中津市漁協
鹿児島県沖永良部島地区	12.25	"	沖永良部島地先海岸一帯	沖永良部島漁協
鹿児島県与論島地区	12.26	船舶	与論島地先海岸一帯	与論町漁協
沖縄県粟国島地区	12.28	不明	粟国島東海岸一帯	座間味村漁協
鹿児島県屋久島地区	12.28	"	上屋久町地先海岸一帯	上屋久町漁協
沖縄県池間島地区	12.28	"	池間島海岸一帯	池間漁協
千葉県鴨川市地区	12.29	陸上	鴨川市漁協地先定置網	鴨川市漁協
計				
59年度累計				

(単位:円)

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
のり養殖業の被害	9,971,770	1,457,720	9,953,175	1,457,720	・重複労務費△18,589円控除 ・端数整理のため△6円減額
"	13,185,390	3,163,870	13,163,959	3,163,870	重複労務費△21,431円控除
防 除 清 掃		2,176,390		2,176,390	
"		207,700		207,700	
のり養殖業の被害	5,809,082	654,612	5,809,082	654,612	
防 除 清 掃		644,400		644,400	
"		511,900		511,900	
"		608,500		608,500	
"		2,141,980		2,141,980	
"		2,635,150		2,635,150	
定置網の被害	666,452	134,050	666,452	134,050	
漁業被害 4件 防除清掃 11件(4)	29,632,694	14,336,272	29,592,668	14,336,272	()は漁業被害を伴うもので内数である。
漁業被害 5件 防除清掃 33件(5)	30,244,777	80,273,509	30,204,751	80,198,049	

(その2) 昭和60年度第1回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協
鹿児島県種子島地区	60. 1. 14	不明	西之表市浦田東海岸一帯	西之表市漁協
山口県 下関市地区	1. 16	"	吉母海岸地先	吉母漁協
東京都 式根島地区	1. 17	"	式根島大浦、泊海岸一帯	式根島漁協
愛媛県 魚島地区	1. 18	船舶	魚島村高井神島地先のり漁場	魚島村漁協
北海道 松前町地区	2. 6	不明	松前町小島漁協地先海岸	小島漁協
東京都 新島地区	2. 7	"	若郷漁協地先前浜海岸	若郷漁協
愛媛県 弓削島地区	2. 12	船舶	弓削島地先のり漁場	弓削島漁協
愛知県 常滑市地区	2. 18	不明	鬼崎漁協地先のり漁場	鬼崎漁協
香川県 坂出市地区	2. 18	船舶	与島漁協地先及び松山漁協のり漁場	与島漁協 松山漁協
香川県 志度湾地区	3. 5	"	小田、鴨庄、庵治漁協のり漁場	小田漁協 鴨庄漁協 庵治漁協
計				
59年度累計				
高知県 中村市地区	53. 12. 4	船舶	四万十川河口	四万十川漁協

(単位:円)

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
防 除 清 掃	—	3,688,350	—	3,688,350	
"	—	354,650	—	354,650	
"	—	821,235	—	821,235	
のり養殖業の被害	15,777,202	1,535,880	15,766,734	1,535,880	重複労務費△10,468円控除
防 除 清 掫	—	1,064,810	—	1,064,810	
"	—	318,540	—	318,540	
のり養殖業の被害	3,708,583	229,525	3,708,583	229,525	
"	2,267,224	456,180	2,267,224	456,180	
のり養殖業と小型底びきの被害	5,300,381	567,900	5,295,689	567,900	重複労務費△4,486円控除 端数整理で△206円減額
のり養殖業の被害	7,665,944	1,536,240	7,655,759	1,536,240	重複労務費△10,185円控除
漁業被害 5件 防除清掃 10件(5)	34,719,334	10,573,310	34,693,989	10,573,310	()は漁業被害を伴うもので内数である。
漁業被害 10件 防除清掃 43件(10)	64,964,111	90,846,819	64,898,740	90,771,359	
ひとえぐさ養殖業の被害	479,000	1,861,580	479,000	1,861,580	S 54. 2. 22 認定済
	2,959,350	—	2,959,350	—	今回(60. 4. 26)認定額

(その3) 昭和60年度第2回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協
鹿児島県種子島地区	60. 3. 18	不明	南種子町地先海岸一帯	南種子町漁協
鹿児島県種子島地区	3. 25	"	西之表市, 中種子町地先海岸一帯	西之表市漁協 中種子町漁協
東京都新島地区	3. 31	"	若郷漁協地先前浜海岸	若郷漁協
長崎県対馬東海岸地区	4. 1~4	船舶	上対馬町～豊玉町に至る東海岸一帯	上対馬町琴, 豊玉町日の出 美津町東海, 豊玉町東漁協
鹿児島県屋久島地区	4. 10	"	屋久町地先海岸一帯	屋久町漁協
千葉県御宿町地区	4. 18	"	御宿町, 岩和田漁協地先海岸	御宿町漁協 岩和田漁協
千葉県鋸南町地区	5. 24	"	鋸南町浮島沖合海上	保田漁協
計				
59年度総計				
60年度累計				



(単位:円)

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
防除清掃	—	4,623,640	—	4,623,640	
"	—	8,601,900	—	8,601,900	
"	—	325,975	—	325,975	
ひじきの被害	2,855,172	4,313,824	2,855,172	4,313,824	
防除清掃	—	1,350,595	—	1,350,595	
"	—	219,950	—	219,950	
"	—	25,616	—	25,616	
漁業被害 1件 防除清掃 7件(1)	2,855,172	19,461,500	2,855,172	19,461,500	()は漁業被害を伴うもので内数である。
漁業被害 10件 防除清掃 46件(10)	64,964,111	104,398,334	64,898,740	104,318,074	
漁業被害 1件 防除清掃 4件(1)	2,855,172	5,909,985	2,855,172	5,909,985	



V 地 方 審 査 会 の 動 き

のり養殖業に係る油濁被害が2月に香川県坂出市で、また漁期終了間際の3月に同県志度湾で発生し、養殖のり、のり網等に被害を与えた。

4月早々長崎県対馬東海岸にC重油と思われる油が多量に漂着して、収穫時期に近いひじきに被害を与えた。3件ともそれぞれ地方審査会が開催され検討のうえ、その結果が中央審査会に報告された。

○香川県漁場油濁被害等認定審査会

開催年月日	審 査 内 容
昭和59年4月22日	<p>○坂出市地区</p> <p>昭和60年2月18日、坂出市松山漁協のり漁場に廃油と思われる油が流入し、養殖のりを汚染した。組合では関係機関に通報するとともに合同で調査・検討した結果、のり葉体の刈り取り廃棄及び汚染のり網の撤去廃棄を決定した。また与島漁協所属の小型底びき網漁船の漁獲物に油臭が確認され廃棄した。</p> <p>被害区分；生産物被害、のり網の廃棄による被害、漁獲物の廃棄による被害、払拭及び汚染物の処理費用</p> <p>○志度湾地区</p> <p>昭和60年3月5日、小田漁協のり漁場に廃油と思われる油が流入し、漁期終了間際ののり、施設を汚染した。近隣漁協も調査したところ、庵治、鴨庄漁協のり漁場にも流入していることが判明した。各組合とも関係機関に通報するとともに、合同で調査、検討した結果、のり網の撤去廃棄を決定した。</p> <p>被害区分；生産物被害、のり網の廃棄による被害、払拭及び汚染物の処理費用</p>

○長崎県漁場油濁被害等認定審査会

開催年月日	審査内容
昭和60年6月21日	<p>昭和60年4月1日，上県町琴漁協地先海岸にムース状の油が大量に漂着し，ひじきを汚染した。また，4日には美津島町東海，豊玉町日の出，同町東漁協地先海岸にも同様漂着油が確認された。各組合では関係機関に通報するとともに合同で被害調査・検討した結果，ひじきを製品化して汚染物を選別，廃棄すること，また海岸の清掃を行なうことを決定した。</p> <p>被害区分；ひじきの廃棄による被害，防除清掃費 (海岸の清掃及び汚染物処理費)</p>

VI 昭和59年度都道府県別漁場油濁被害状況一覧表

県名	漁業被害		防除・清掃		件数	認定額	備考
	件数	認定額	件数	認定額			
北海道		円	1	1,064,810	1	1,064,810	
青森			3	8,625,390	3	8,625,390	
千葉	1	666,452	2	3,958,463	2	4,624,915	1件併発
東京			6	9,018,965	6	9,018,965	
愛知	2	2,879,307	2	1,023,484	2	3,902,791	2件併発
山口			1	354,650	1	354,650	
香川	2	1,295,1448	2	2,104,140	2	15,055,588	2件併発
愛媛	4	4,259,2451	4	6,386,995	4	48,979,446	4件併発
長崎			1	672,170	1	672,170	
大分	1	5,809,082	1	654,612	1	6,463,694	1件併発
鹿児島			13	41,920,070	13	41,920,070	
沖縄			10	28,534,325	10	28,534,325	
合計	10	64,898,740	46	104,318,074	46	169,216,814	10件併発

VII 昭和59年度漁場油濁被害状況一覧表

No.	県・地区名	発生年月日	発生場所	被　害　状　況
1	鹿児島県 与論島地区	59. 4. 4	与論島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、もしく養殖採貝藻漁業等に被害の恐れがあり清掃した。
2	沖縄県 与那国島地区	4. 10	与那国島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、刺網採貝藻漁業等に被害の恐れがあり清掃した。
3	長崎県 美津島町地区	6. 2	美津島町根緒真星ヶ浜地先海岸	地先海面に廃油と思われる油が漂着、魚類活糸やふのりに被害の恐れがあり回収した。
4	鹿児島県 奄美大島地区	6. 29	大和村地先海岸	オイルボールが海岸に漂着し、磯建網や採貝藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。
5	千葉県 市川市地区	7. 16	市川漁港及び周辺海岸	C重油と思われる油が流入し、養貝場に被害の恐れがあり防除清掃を行った。
6	青森県 平内町地区	7. 26	平内町沖合海上	海上に重油と思われる油膜が漂流、ほたて養殖に被害の恐れがあり、航行拡散を行った。
7	青森県 小泊地区	8. 20	小泊村地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着し、漁網の天日干しや網漁業に支障があり清掃した。
8	愛知県 美浜町地区	10. 10	美浜町河和地先のり漁場	C重油と思われる油がのり漁場に流入し、育苗中ののり網に被害を与えた。
9	鹿児島県 種子島地区	10. 21	西之表市地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、漁網の天日干しや採貝藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。
10	沖縄県 伊平屋島地区	10. 23	伊平屋島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、もしく養殖採貝藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。
11	青森県 津軽半島地区	10. 30 ～ 11. 10	竜飛～車力村に至る日本海岸一帯	大量のやわらかいオイルボールが海岸に漂着、漁業被害の恐れがあり清掃した。
12	東京都 新島地区	10. 31 ～ 11. 1	新島・式根島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、採貝藻漁業等に被害の恐れがあり清掃した。
13	鹿児島県 徳之島地区	11. 1	伊仙町面繩～大田布地先	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁船の揚げ降し、漁網の天日干し等に支障があり清掃した。
14	鹿児島県 種子島地区	11. 4	中種子町地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、磯建網、とこぶし等に被害の恐れがあり清掃した。
15	沖縄県 多良間島地区	11. 6	多良間島地先海岸一帯	板状の油塊やオイルボールが海岸に漂着、刺網、ひとえぐさに被害の恐れがあり清掃した。
16	愛媛県 魚島地区	11. 8	魚島村高井神島地先のり漁場	のり漁場に廃油と思われる油が流入し、養殖中ののり及び施設に被害を与えた。
17	沖縄県 池間島地区	11. 14	池間島地先海岸一円	オイルボールが海岸に漂着、もしく養殖採貝藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。

(単位:円)

関係組合	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
与論町漁協	—	—	229,100	229,100	229,100	229,100
与那国町漁協	—	—	2,244,495	2,244,495	2,244,495	2,244,495
高浜漁協	—	—	676,970	672,170	676,970	672,170
大和村漁協	—	—	2,822,480	2,822,480	2,822,480	2,822,480
市川市行徳漁協 南行徳漁協	—	—	3,824,413	3,824,413	3,824,413	3,824,413
平内町漁協	—	—	14,100	14,100	14,100	14,100
小泊漁協	—	—	1,679,454	1,679,454	1,679,454	1,679,454
美浜町漁協	612,083	612,083	567,304	567,304	1,179,387	1,179,387
西之表市漁協	—	—	6,783,400	6,783,400	6,783,400	6,783,400
伊平屋村漁協	—	—	5,700,480	5,700,480	5,700,480	5,700,480
龍飛漁協 小泊漁協 脇元漁協 十三漁協 車力漁協	—	—	7,007,296	6,931,836	7,007,296	6,931,836
式根島漁協 若新島漁協	—	—	3,138,395	3,138,395	3,138,395	3,138,395
伊仙町漁協	—	—	564,840	564,840	564,840	564,840
中種子町漁協	—	—	4,883,800	4,883,800	4,883,800	4,883,800
平良市漁協	—	—	2,399,700	2,399,700	2,399,700	2,399,700
魚島村漁協	9,971,770	9,953,175	1,457,720	1,457,720	11,429,490	11,410,895
池間漁協	—	—	2,996,100	2,996,100	2,996,100	2,996,100

油濁基金だより

No.	県・地区名	発生年月日	発生場所	被害状況
18	沖縄県 宮古島地区	59.11.20	宮古島東海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、漁船の揚げ降し、漁網の天日干しに支障があり清掃した。
19	愛媛県 西条・東予市地区	11.22 23	楨端・壬生川漁協地先のり漁場	C重油の廃油と思われる油がのり漁場に流入し、養殖中ののり及び施設に被害を与えた。
20	鹿児島県 奄美大島地区	11.25	竜郷村漁協地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、もしく養殖漁船の揚げ降しに支障があり清掃した。
21	鹿児島県 種子島地区	11.26	南種子町地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、とこぶし、磯建網等に被害の恐れがあり清掃した。
22	沖縄県 宮古島地区	11.28	平良市東部海岸一帯	粘性の強い液状の油が多量に海岸に漂着、もしく養殖、漁船の揚げ降しに支障があり清掃した。
23	東京都 八丈島地区	11.30	八丈島漁協地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、いわのり、はばのりに被害の恐れがあり清掃した。
24	東京都 大島地区	12.3 5	差木地、波浮港漁協地先海岸	オイルボールが海岸に漂着、貝、藻類に被害の恐れがあり清掃した。
25	沖縄県 伊良部島地区	12.3	伊良部町漁協地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して追込漁、採貝藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。
26	沖縄県 本部地区	12.6	本部町地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、漁船の揚げ降し、漁網の天日干し等に支障があり清掃した。
27	大分県 中津地区	12.15	中津漁協のり漁場	廃油と思われる油がのり漁場に流入、養殖中ののりに被害を与えた。
28	鹿児島県 沖永良部島地区	12.25	沖永良部島地先海岸一帯	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁網の天日干し、漁船の揚げ降しに支障があり清掃した。
29	鹿児島県 与論島地区	12.26	与論島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、あおのりに被害の恐れがあり又、漁網の天日干しに支障があり清掃した。
30	沖縄県 粟国島地区	12.28	粟国島東海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、放置しておくと再流出して海藻類に被害の恐れがあり清掃した。
31	鹿児島県 屋久島地区	12.28	上屋久町地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して定置網、磯建網に被害の恐れがあり清掃した。
32	沖縄県 池間島地区	12.28	池間島海岸一帯	オイルボールがごみと共に海岸に漂着、採貝漁業に被害の恐れがあり清掃した。
33	千葉県 鴨川市地区	12.29	鴨川市漁協地先定置網	廃油の入ったビニール袋が定置網に流入、水揚中に破れ、漁獲物及び魚樽を汚染した。
34	鹿児島県 種子島地区	60.1.14	西之表市浦田東海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、あおのりや磯建網等に被害の恐れがあり清掃した。
35	山口県 下関市地区	1.16	吉母海岸地先	タール状の油が海岸に漂着、放置しておくと再流出して採藻、採貝漁業に被害の恐れがあり清掃した。

(単位:円)

関係組合	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
平良市漁協	—	—	5,262,900	5,262,900	5,262,900	5,262,900
楨瑞生川漁協	13,185,390	13,163,959	3,163,870	3,163,870	16,349,260	16,327,829
竜郷町漁協	—	—	1,607,070	1,607,070	1,607,070	1,607,070
南種子町漁協	—	—	4,817,210	4,817,210	4,817,210	4,817,210
平良市漁協	—	—	4,035,000	4,035,000	4,035,000	4,035,000
八丈島漁協	—	—	2,238,430	2,238,430	2,238,430	2,238,430
差木浮港漁協	—	—	2,176,390	2,176,390	2,176,390	2,176,390
伊良部町漁協	—	—	207,700	207,700	207,700	207,700
本部漁協	—	—	2,444,300	2,444,300	2,444,300	2,444,300
中津市漁協	5,809,082	5,809,082	654,612	654,612	6,463,694	6,463,694
沖永良部島漁協	—	—	644,400	644,400	644,400	644,400
与論町漁協	—	—	511,900	511,900	511,900	511,900
座間味村漁協	—	—	608,500	608,500	608,500	608,500
上屋久町漁協	—	—	2,141,980	2,141,980	2,141,980	2,141,980
池間漁協	—	—	2,635,150	2,635,150	2,635,150	2,635,150
鴨川市漁協	666,452	666,452	134,050	134,050	800,502	800,502
西之表市漁協	—	—	3,688,350	3,688,350	3,688,350	3,688,350
吉母漁協	—	—	354,650	354,650	354,650	354,650

油濁基金だより

No.	県・地区名	発生年月日	発 生 場 所	被 害 状 況
3 6	東京都 式根島地区	60. 1. 17	式根島大浦泊海岸 一帯	オイルボールが海岸に漂着、放置しておくといわのり、定置網等に被害の恐れがあり清掃した。
3 7	愛媛県 魚島地区	1. 18	高井神島地先のり漁場	廃油と思われる油がのり漁場に流入、養殖中ののり、のり網に被害を与えた。
3 8	北海道 松前地区	2. 6	松前・小島漁協地 先海岸	タール状の油が漂着、いわのりに被害を与える恐れがあり、海岸清掃を行った。
3 9	東京都 新島地区	2. 7	新島若郷漁協前浜 漁協	オイルボールが海岸に漂着、放置しておくといわのり、定置網等に被害の恐れがあり清掃した。
4 0	愛媛県 弓削島地区	2. 12	弓削島地先のり漁場	液状の油がのり漁場に流入、養殖中ののりに被害を与えた。
4 1	愛知県 常滑市地区	2. 18	鬼崎漁協地先のり漁場	液状の油がのり漁場に流入、養殖中ののりに被害を与えた。
4 2	香川県 坂出市地区	2. 18	与島漁協地先及び 松山漁協のり漁場	液状の油が漂着し、底びき網船の魚獲物及び養殖ののりに被害を与えた。
4 3	香川県 志度湾地区	3. 5	庵治・鴨庄・小田 漁協のり漁場	廃油と思われる油がのり漁場に流入、養殖中ののり及びのり網に被害を与えた。
4 4	鹿児島県 種子島地区	3. 18	南種子町地先海岸 一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して、あおのりや磯建網等に被害の恐れがあり清掃した。
4 5	鹿児島県 種子島地区	3. 25	西之表市・中種子 町地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して、あおのり、とこぶし、磯建網等に被害の恐れがあり清掃した。
4 6	東京都 新島地区	3. 31	若郷漁協地先前浜 海岸	オイルボールが海岸に漂着、再流出して定置網、てんぐさ等に被害の恐れがあり清掃した。
	合 計			

(単位:円)

関係組合	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
式根島漁協	—	—	821,235	821,235	821,235	821,235
魚島村漁協	15,777,202	15,766,734	1,535,880	1,535,880	17,313,082	17,302,614
小島漁協	—	—	1,064,810	1,064,810	1,064,810	1,064,810
若郷漁協	—	—	318,540	318,540	318,540	318,540
弓削町漁協	3,708,583	3,708,583	229,525	229,525	3,938,108	3,938,108
鬼崎漁協	2,267,224	2,267,224	456,180	456,180	2,723,404	2,723,404
与松島山漁漁協	5,300,381	5,295,689	567,900	567,900	5,868,281	5,863,589
小鴨庵田庄治漁漁漁漁協	7,665,944	7,655,759	1,536,240	1,536,240	9,202,184	9,191,999
南種子町漁協	—	—	4,623,640	4,623,640	4,623,640	4,623,640
西之表市漁協 中種子町漁協	—	—	8,601,900	8,601,900	8,601,900	8,601,900
若郷漁協	—	—	325,975	325,975	325,975	325,975
	64,964,111	64,898,740	104,398,334	104,318,074	169,362,445	169,216,814

VII 昭和59年度月別漁場油濁被害一覧表

(単位:円)

区分 月	漁業被害		防除・清掃		件数	認定額	備考
	件数	認定額	件数	認定額			
4			2	2,473,595	2	2,473,595	
5							
6			2	3,494,650	2	3,494,650	
7			2	3,838,513	2	3,838,513	
8			1	1,679,454	1	1,679,454	
9							
10	1	612,083	5	23,121,415	6	23,733,498	1件併発
11	2	23,117,134	11	33,426,640	13	56,543,774	2 "
12	2	6,475,534	10	12,158,982	12	18,634,516	2 "
1	1	15,766,734	4	6,400,115	15	22,166,849	1 "
2	3	11,271,496	5	2,636,955	8	13,908,451	3 "
3	1	7,655,759	4	15,087,755	5	22,743,514	1 "
計	10	64,898,740	46	104,318,074	46	169,216,814	10件併発

IX 油濁防除技術開発事業の成果について (オイルボール収集機の開発)

沿岸に漂着したオイルボール等による漁業被害を防止し軽減するため、漁業者は自ら防除・清掃作業を実施しているが、これらの作業は人海戦術による手作業のため能率が悪く、肉体的経済的に大きな負担となっている。

油濁基金はこれらの問題を解決するため、機械力応用による機器の開発を企画し、この事業に取り組んだ。

開発機器は、オイルボール漂着が辺りの海浜や足場の悪い場所に多いので、(1)小型、軽量、堅牢なもの、(2)運搬移動が簡便に行なえるものとなるよう指向した。

この事業は昭和57年度から3ヶ年間に亘り、学識経験者、農機具開発研究者等からなる検討委員会による検討結果を軸にして、機器開発メーカーに委託して行われた結果、次の成果を得ることができた。

1. 小型2輪駆動歩行式オイルボール混在ごみ収集機

2輪駆動歩行式で海浜へ搬入出する道路が狭隘で、また道なきに等しい悪条件下でも稼動できる軽量小型機とした。収集方法はレーキ方式とし、空冷エンジンを搭載し、海浜走行に適するワイドトレットの超低圧タイヤの走行方式を採用し、レーキ部分は砂の目つまりを排除するために振動機構をもたらせた。また、誰でも容易に取扱いができるよう全体の構造も可能な限りシンプルなものとした。

2. 海浜砂上オイルボール混在ごみ処理運搬車

専用の海浜砂上運搬車として実用性の高いものを目指し、6輪駆動式の低接地の海浜専用超低圧タイヤを装着し、すべての海浜で走行可能な秀れた走行方式をもつ専用のオイルボール混在ごみ処理運搬車とした。

以上により作製した収集機等をもって、本年7月沖縄県、本部海岸及び恩納海岸において実際にオイルボール混在ごみを収集する現地作業を行なった。

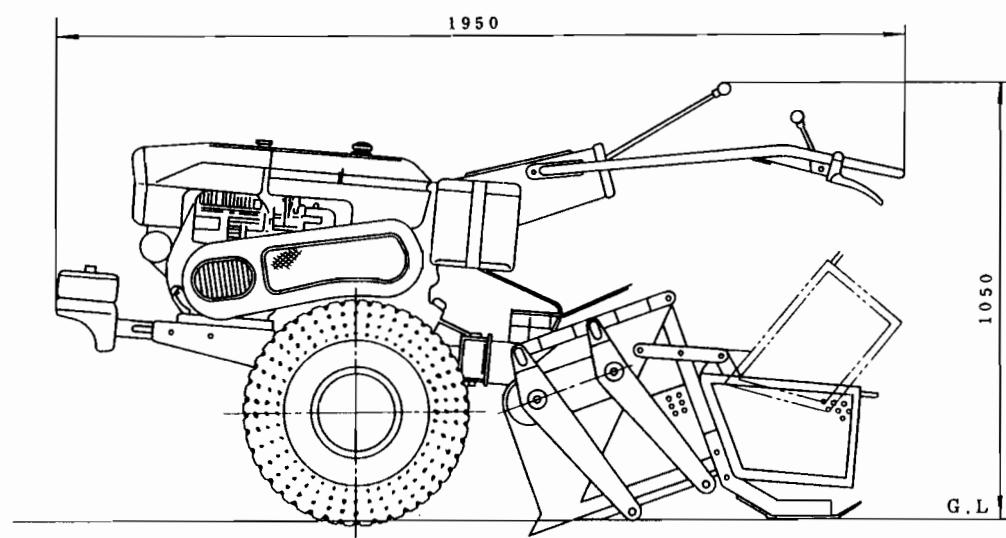
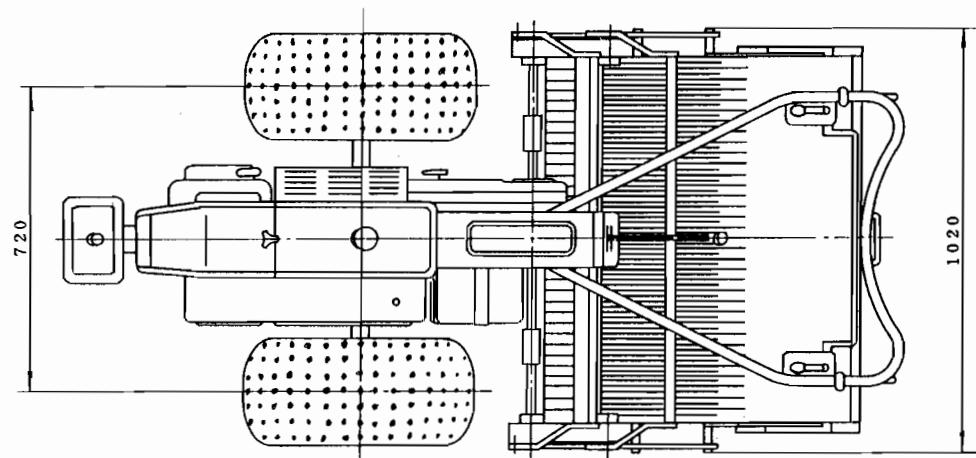
以下、その時の写真等について紹介する。



写 真 の 紹 介

- | | |
|--------|------------------------|
| 表 紙 | オイルボール収集機の全景 |
| 11 頁 | オイルボール収集機の海浜実験 |
| 16 頁 | 回収したごみを運搬車に積み込む作業 |
| 17 頁 | 回収したごみの運搬 |
| 28 頁 上 | 恩納海岸での実地作業 |
| 下 | 同地区での作業状況（バスケットに溜ったごみ） |

オイルボール 混在ごみ収集機

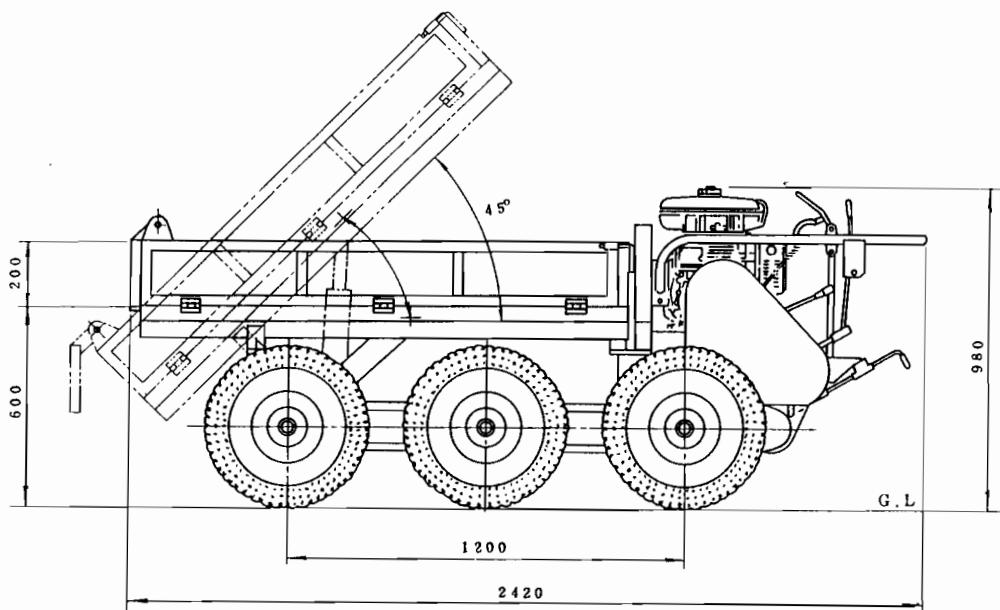
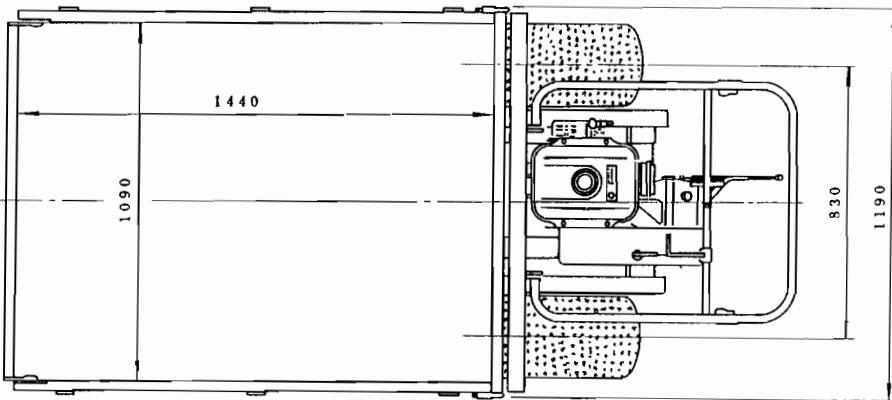


仕様

全長	全幅	全高	全重	操向方式	エンジン	ミッション	クラッチ	タイヤ
1,950mm	1,020mm	1,020mm	216kg	サイドクラッチ	空冷ガソリン 最大 7.5 PS	前進 5段 後進 1段	ベルトテンション方式	SPワムラスタイル 20×100-8

分離・搬送方 式	オイルボール混在 ごみ処理方式
振動式	バスケット式

海浜砂上オイルボール混在ごみ処理運搬車



仕様

全長	全幅	全高	全重	荷台長さ	荷台幅	荷箱深さ	最大積載量	走行方式	操向方式
2,420 mm	1,190 mm	980 mm	410 kg	1,140 mm	1,090 mm	200 mm	500 kg	6輪駆動	サイドクラッチ ブレーキ併用式

操向方式	ミッション	ブレーキ	クラッチ	タイヤ	ダンプ駆重	ダンプ角度
空冷ガソリン 最大4.5 PS	前進3段 後進1段	大拡式 ブレーキ	ベルトテンション方式	SPワムラスタイル 20×100-8	複動油圧式	45°

X 基金の発足と機構（そのⅢ）

（財）漁船海難遭児育英会 前田 優

（新制度移行への経緯）

既に述べて参りましたように、昭和50年3月3日油濁基金が設立され、4月1日から2年間の暫定措置として、漁業被害救済のための救済金は経団連から3億5千万円・防除清掃費は国および都道府県から夫々1億5千万円の範囲内で、基金事務局の管理費は全額国庫からと云うことで業務が開始されました。昭和50年度は、認定基準をはじめ種々の基礎固めを行ないながら被害救済の業務に対応してきましたが、昭和51年度に入りますと、通常業務と併行して、52年度から恒久的制度に移行するための準備活動が必要となります。自由民主党政務調査会水産部会油濁赤汐小委員会（小委員長浜田幸一代議士）で恒久的制度について検討していただくにも、何等かの素案が必要であり、かつ、事前に関係省庁間で打合わせをしておかねばなりません。水産庁研究部漁場保全課では、51年4月に叩き台として、素案を作成し庁内での検討に入りました。素案の骨子は従来から全漁連を中心とする漁協系統からの要望をもりこんだものであるが、理論的裏付けのために昭和47年4月17日付 環境庁長官諮詢「わが国における公害に関する費用負担は、今後いかにあるべきか」に対する中央公害対策審議会費用負担部会の答申が、昭和51年3月10日付でなされ、また、水産庁が物的被害救済に係る費用負担等検討委員会を設けて検討を進めてきた報告が昭和50年12月5日でなされたことも素案作製の推進力となりました。

第1次素案の内容を簡単にふれてみますと、

- (I) 暫定期間に実施してきた原因不明の油濁被害救済は勿論であるが、これに加えて、
 - ①海事鑑定機関への鑑定料や弁護士費用等の経費に対する融資
 - ②民事で損害賠償を争い、その解決に要する期間が長期に亘るものについて、緊急に必要とする資金に対する低利融資
 - ③原因者が複数で確定出来ない場合・原因者に被害補償にたる資力の無い場合、船主責任制限法により原因者による被害補償額が一定限度におさえられた場合などは、適当な段階での救済金の支給
- (II) 費用の徴収方法

- ①費用の徴収は、その確実を期するため、賦課金・課徴金等により強制徴収することが必要とされ、公害税のような形とすることも考えられる。
 - ②汚染物質に着目する場合には、関税等を利用する事が適切であるが、それが困難な場合には、課徴金として別途徴収することが考えられる。
 - ③強制徴収の制度化が困難な場合には、任意的な搬出による事もありうるが、いずれの方法をとるにせよ早急な制度の確立が要請されている。
- (Ⅲ) 漁場保全対策の一環として、オイルフェンス・オイルマット、のり種網(替網用)の備蓄を行なわせる

- (Ⅳ) 漁場油濁被害に関する法律を制定し、認可法人を設立する。従来の油濁基金の業務は、この認可法人が引き継ぐものとする。

のようなものであり、上記四項目が水産庁内部において検討された。この検討の過程において(I)の①に云う海事鑑定機関の鑑定料は、現在の法体形のもとでは、被害者が被害額について調査し、積算基礎を明確にして加害者側に補償請求を行なうこととなっていますが、これを便宜上海事鑑定機関に調査および被害額の算定を依頼した場合に要するもので、この費用は被害補償額に上乗せ出来るものと考えられ、弁護士費用等は訴訟援助の分野で裁判所にも予算措置が講じられていることなどから削除の方向がとられ、②のつなぎ融資については、昭和46年12月木更津沖で発生した明源丸からの石油流出事故の際被害者であるのり漁業者に対し千葉県から見舞金の名目で、約一億円の支出がなされたことや、大規模な流油の漂着があった場合都道府県・信漁連・漁協によるつなぎ融資の前例などもあり削られた。③については、当該運輸省が船主責任制限法の限度額上限を引上げるべく検討中であり、この案が予定通り改正されれば問題点の大半は解決されると想定され、また被害補償をする資力のない者には、P I加入を促進する等の対策でのぞむべきものと考えられた。

(Ⅲ)については、関税・課徴金としての強制徴収・任意拠出の三つが述べられているが、この取捨選択は関係各省と接衝した後に行われるべきものであり、

(Ⅲ)の資材備蓄については、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」第39条の3に「①運輸省令で定める船舶の船舶所有者、②船舶から陸揚げし、又は船舶に積載する特定油で運輸省令で定める量以上のものを保管することができる施設の設置者、③①に掲げる船舶を係留することができる係留施設の管理者」は、当該船舶若しくは施設又は当該係留施設を利用する船舶から特定油が排出された場合において、当該排出油の防除のための措置を講ずることができるよう、運輸省令で定める場所にオイル

フェンス、薬剤その他の資材を備えておかなければならぬ。との規定がある。のり種網の備蓄については、事故発生場所が不特定であり、地域によって網の仕立て、種の種類等が異なるうえに年を超すような長期保管に耐えられない特性がある等のことから制度的に組立てるには困難な点が多い。

(Ⅳ)の法律に基く認可法人については、暫定期間における事務局の規模を一回り大きくしたものであった。

以上のことから水産庁の原案は、(Ⅲ)と(Ⅳ)を中心に組立てられ、関係各省との接衝に入った。この水産庁の作業と併行して漁協系統は、昭和51年5月全漁連総会において、「油濁による漁業被害の救済制度確立に関する特別決議」を採択したが内容は、原因者の不明・判明をとわず、恒久的救済制度の早期確立を政府に要請するものであり、早速関係官庁・国会・政党・関係業界に要望書として提出された。

水産庁の携行した素案に対する通産省・運輸省の対応は、暫定期制が開始される以前の昭和49年頃の議論と殆んど変りはなかった。油濁被害救済対策の恒久的制度化の素案のうち、通産省の反対が最も強く、その論議は、①原因者不明の油濁被害を起こさないことが、大前提であり、海洋の監視体制の強化を図るべきである。また物的被害でかつ、原因者不明の被害の救済措置を法制化して、責任のない特定の者に負担を課することは、現行の法制下においては不適切である。

②原・重油関税を被害救済財源に引当てるることは、絶対反対であり、一般財源から拠出すべきである。徴収の容易さから油そのものに着目して、原・重油関税にその財源を求めようとする考え方に対しては、イ)原因者不明の油濁は、油の取扱いまたは利用の段階で不正な排出者によって生ずるので、これらの者を除外して危険物責任を油そのものに求め、その対策費用を原・重油関税によって充当しようとする考え方は、論理の飛躍である。ロ)石油危機以来、石油企業の業績は悪化しており、保安・公害対策や石油備蓄対策に要する巨額な経費に原・重油関税やガソリン税をこそ使用すべきものと考えている。また石油精製工場は、万が一にも油濁事故を起こすことがないよう他産業以上に細心の注意を払っているので、原因者不明の油濁が発生することは絶対にあり得ないというものであった。

運輸省については、基本的に原因者不明の油濁被害救済制度の必要性は認識しており、船舶業界からの拠出金を暫定期制のときのように任意的なものではなく、制度に則ったものにすべきであるとの考え方をとっていたが、船舶業界の経営は悪化の方向をたどっており、事実上業界の説得は容易でない状況にあった。そこで浮んでくるのがトン税問題であるが、トン税は外国貿易船が入港したときに徴収されるもので、大

蔵省の所管にもかかわりかつ、外国船籍船にも一率に適用することになると、諸外国からの報復措置も考慮しなければなりません。加えて国内のみを往来している船舶については、トン税の増徴によって対応することは出来ず、都道府県所管にかかる不動産税に俟たざるを得ません。このために不動産税を増徴することは困難であり、仮りに理論上出来たとしても、事務的に実施に移すことは、徴税経費等を考えても不可能に近いものと考えられました。

いずれにしても水産庁当局が原案を携えて、通産省・運輸省・環境庁・大蔵省と精力的に駆け廻り説得これ努めたのですが、目立つ程の前進は見られませんでした。

一方全漁連は、さきに述べた陳情書を衆参両院・政党・関係業界に提出すると共に、昭和51年8月10日に第1回油濁問題懇談会を、8月23日には第2回目を行ない水産庁構想を応援する態勢をとりました。

原因者不明の漁場油濁被害救済対策は、昭和49年に自由民主党水産部会内に設けられた「油濁および赤汐対策に関する小委員会」において検討された結果、昭和50年・51年の2年間に及ぶ暫定対策が発足したわけですが、この小委員会は、解散せずに来るべき恒久制度化の検討のために残されていました。従って、水産庁当局としても関係各省接衝に進展がみられない段階では、小委員会に持込まざるを得ませんでしたし、全漁連や油濁基金事務局も小委員長である浜田幸一先生に検討結果の報告等を行ないました。

浜田先生は、「時間的にあまり余裕がないので早速小委員会を開催しよう」と云われ、昭和51年10月14日第1回小委員会が開催されました。

小委員会の審議経緯につきましては、次号で申し述べることと致します。

XI 昭和59年度漁場油濁被害発生図

